**平成２３年（フ）第１４８号**
三重県桑名市長島町福吉196番地、前住所三重県桑名市新西方１丁目24番地　ポレスター新西方201号
債務者　安井　　隆
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚越　正光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２３年（フ）第３４４号**
埼玉県春日部市大衾109番地12
債務者　ピアノメッセこと　柴田智惠子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣部　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第３４７号**
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野１丁目16番13号
債務者　田中　一之
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第１９５３号**
札幌市西区発寒１条４丁目５番12―401号
債務者　赤坂　隆夫
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２７７号**
岩手県花巻市石鳥谷町好地第８地割159番地
債務者　鎌田　幸子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小保内義和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第１１２号**
愛知県岡崎市鴨田町字深田57番地３
債務者　石橋　政幸
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第２６９号**
埼玉県草加市瀬崎町1357番地５レクセルプラッツァ谷塚707号
債務者　山本　鉄夫
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第２７０号**
埼玉県草加市瀬崎町1357番地５レクセルプラッツァ谷塚707号
債務者　山本　早雪
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第３２３号**
埼玉県三郷市茂田井1528番地　コーポ中村２号
債務者　田中　清治
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第２４３号**
埼玉県東松山市松山町２丁目１番25号　えふがーでんD202
債務者　髙橋　勝彦
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第２４４号**
埼玉県東松山市松山町２丁目１番25号　えふがーでんD202
債務者　髙橋　　薫
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第１３８号**
新潟県長岡市今井２―164　メゾンド・K今井101号室、住民票上の住所新潟県長岡市和島北野1175番地１
債務者　丸山　幸司
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第２７０号**
静岡県御殿場市新橋1015番地の１　サンアベニュー102
債務者　**来**田　幸恵
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第４３号**
山口県山陽小野田市石井手１丁目19番37号
債務者　星野　重子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２３年（フ）第１９０号**
群馬県藤岡市上大塚1482番地
債務者　小川　麻子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第２２７号**
群馬県高崎市芝塚町1860番地４
債務者　岩井　正男
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１６号**
新潟県佐渡市矢柄560番地
債務者　仲屋　　均
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
新潟地方裁判所佐渡支部